

事業場排水と下水道

岐阜市上下水道事業部

はじめに

今日の市民生活に欠くことのできない公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、更に公共用水域の水質を守るという大きな役割を持っています。

しかし、どんなに汚れた下水でも、そのまま受け入れてきれいな水に処理することができるわけではありません。事業場から基準を超過した排水を流すと、下水道本来の機能が十分に発揮できません。そのため、法や条例による水質規制が行われています。

この冊子は、こうした規制のしくみ等を理解していただくためにまとめましたので、よく読んでいただき、本市下水道事業の推進にご協力をお願いいたします。

●もくじ●

1	下水道のはたらき	2
2	水をきれいにするしくみ	3
3	下水道を使用するときは	4
4	下水道法と水質汚濁防止法の違いは	5
5	事業場排水の及ぼす影響は	6
6	特定施設と特定事業場とは	8
7	除害施設ってなに	9
8	下水道への排除基準	10
9	届出のしくみ	12
10	立入検査	16
11	改善命令等	16
12	水質の測定義務	17
13	除害施設とつきあうには	18
14	産業廃棄物の処理	18
15	報告書の提出	18
16	水質料金のしくみ	19
17	特定施設一覧表	21

1 下水道のはたらき

下水道の整備により、快適な環境がつけられ、文化的な生活を営むことができます。下水道には、次のようなはたらきがあります。

(1) 河川環境の保全

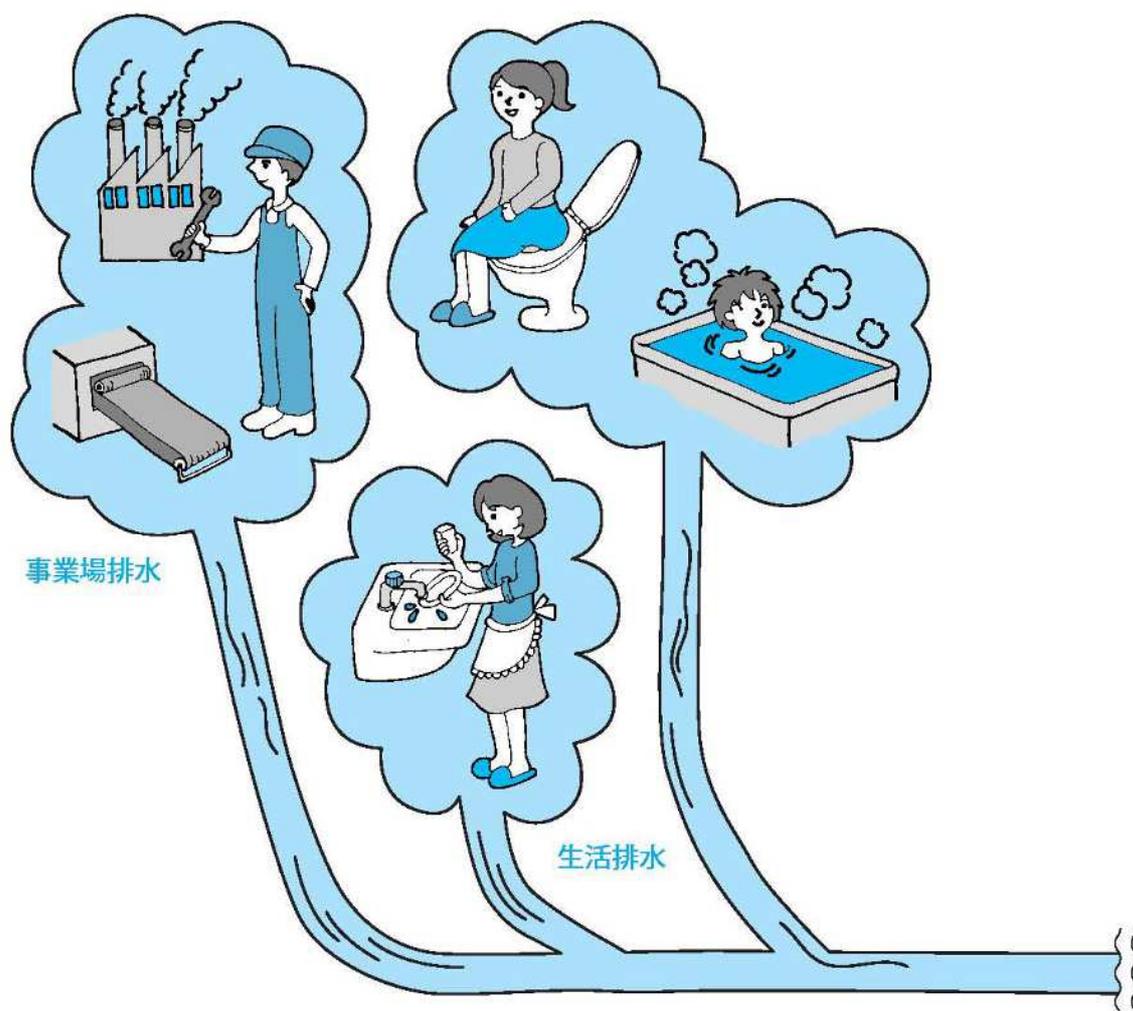
家庭や事業場などの下水が速やかに下水処理場（以下「処理場」という。）へ運ばれ、きれいな水に処理されて川へ放流されるため、水質の悪化を防ぎます。

(2) 衛生的な都市環境

家庭の台所、風呂などの汚水が側溝などに流されなくなり、カやハエの発生や、悪臭の発生を防ぐなど快適な街になります。

(3) 衛生的な家庭環境

清潔で快適な水洗便所が使えるようになり、衛生的な家庭環境が得られます。



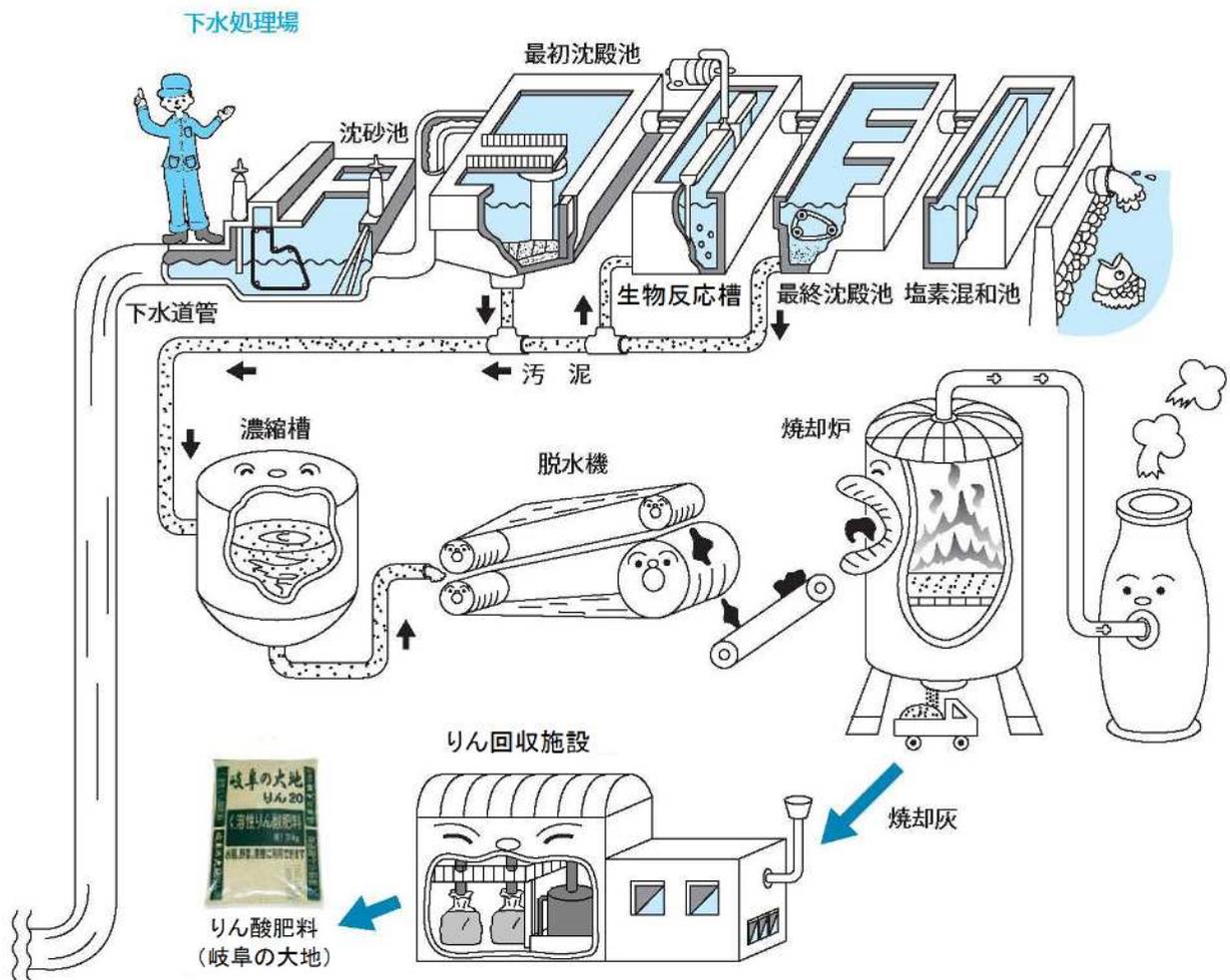
2 水をきれいにするしくみ

下水道管を通して処理場へ流れてきた下水は、**沈砂池**で土砂を取り除いてから、**最初沈殿池**で沈殿しやすい物質を取り除きます。

つぎに、**生物反応槽**で空気を吹き込みながら、微生物をたくさん含んだ活性汚泥とよく混合します。最初沈殿池で除去されなかった汚濁物は、活性汚泥中の微生物の働きで、沈殿しやすい汚泥に変わります。

最後に、**最終沈殿池**で汚泥を沈殿させ、上澄液は**塩素混和池**で殺菌してから川へ放流します。沈殿した汚泥の一部は生物反応槽へもどし、残りは最初沈殿池で取り除いた汚泥と共に**汚泥処理施設**で処理します。

このように、下水処理の主役が微生物であるため、それらに影響を与えるような、**有害な物質を処理場へ流さない**ことが特に重要です。



3 下水道を使用するときは

1 下水道使用の義務

下水道管が布設され、下水道処理区域として公示されると、下水道が使用できる状態になります。**処理区域になると、その区域内にある事業場は、遅滞なく下水道を使用しなければなりません。**

2 下水道を使用するときは

(1) 下水と雨水は分離して

本市の下水を処理する方式は、下水だけを処理する**分流方式**を採用しています。したがって、下水道を使用するときは、**下水と雨水（冷却水を含む。）を分離配管**します。下水は排水設備を設置して下水道管へ排除し、雨水等は河川や側溝等（以下「公共用水域」という）へ排出しなければなりません。

(2) 排水の規制と届出

以上のほか、事業場の排水については、**排水量や水質に応じていろいろな規制**があり、それに伴い届出も必要となります。特定施設の設置、構造等の変更および除害施設の設置、構造等の変更に係る届出は、工事着工60日前までとなっていますので特に注意が必要です。

詳しくは「届出のしくみ」（12ページ）を参照してください。

問い合わせ先：上下水道事業部水質管理課下水道検査指導係

TEL (058) 259-7521（直通）

(3) 工事は市指定工事店で

排水設備の新設、増設、変更及び撤去の工事をしようとするときは、あらかじめ下水道事業管理者にその内容を申込み、工事は**岐阜市指定工事店**に施工させなければなりません。

問い合わせ先：上下水道事業部営業課審査係・指導係

TEL (058) 259-7519（直通）

(4) 下水料金は排水量の計測から

下水料金は、市下水道条例に基づく方法で排水量を計測し、これを基に下水料金を2か月毎に算定します。

問い合わせ先：上下水道事業部営業課計測係

TEL (058) 259-7518（直通）

4 下水道法と水質汚濁防止法の違いは

事業場排水などを公共用水域へ排出する場合には水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の規制を受け、下水道へ排除する場合には下水道法の規制を受けます。いずれの法律も水質の保全を目的としていますが、次のような点で違いがあります。

(1) 処理場で処理できる項目は、水質汚濁防止法より基準が緩やか

例)

	水質汚濁防止法	下水道法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	25 mg/ℓ	600 mg/ℓ
浮遊物質 (SS)	90 mg/ℓ	600 mg/ℓ

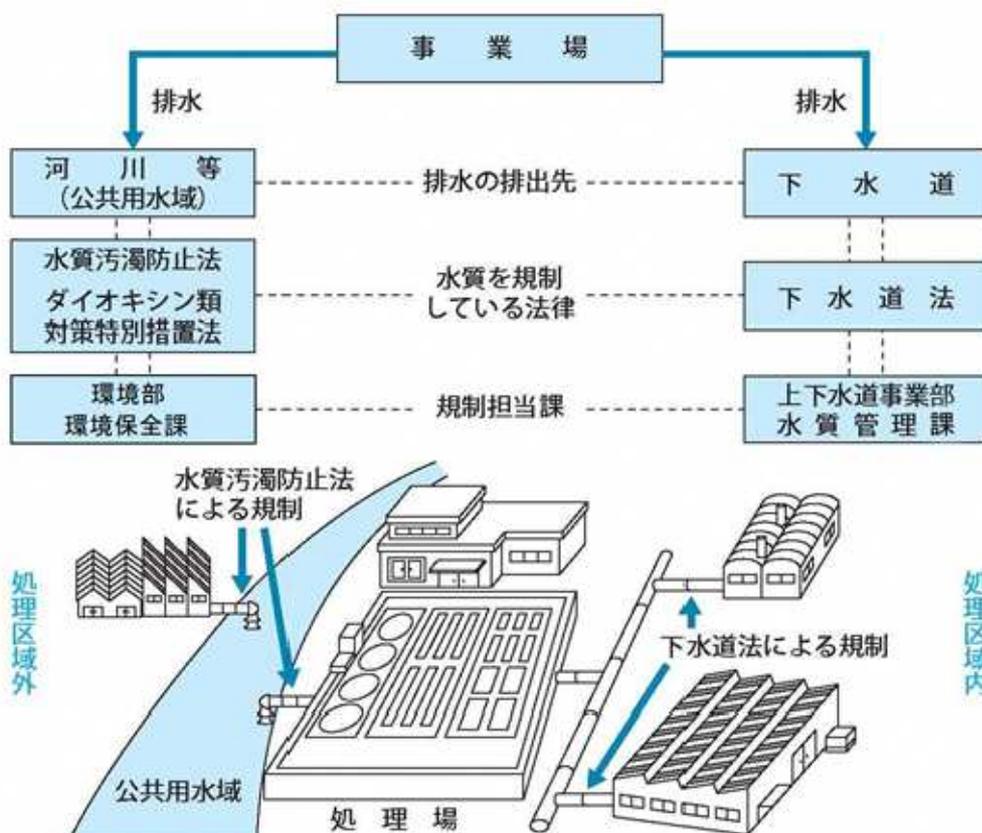
(2) 下水道法は、水質汚濁防止法よりも規制する事業場の対象範囲が広い

処理場の放流水の水質を守るため、水質汚濁防止法では、主に特定事業場に対して規制がかかりますが、下水道法ではすべての事業場が対象となります。

(3) 下水処理場、下水道管等に被害を与える項目を追加規制

下水道の機能を妨げたり、施設を傷めたりする項目を追加して規制しています。温度の 45℃未満、よう素消費量の 220mg/ℓ未満の 2 項目

以上のことは、事業場排水の排出先を、新たに公共用水域から下水道へ変更するときに、特に注意が必要です。



5 事業場排水の及ぼす影響は

川で子供たちが水遊びできるような美しい自然を守るために、下水道の整備が行われています。

しかし、できあがった施設の維持管理について、使用する私たちが十分認識していなければ、その能力を発揮させることはできません。

下水道に排除される下水（特に事業場排水）によっては、そのまま排除すると管きよを腐食、あるいは詰まらせたりします。また、処理場では微生物の働きによって水をきれいにしますが、この機能を低下させる物質などを含むこともあります。

これらの事業場排水の下水道へ及ぼす影響は、次の3項に大別されます。

- (1) 下水道施設を損傷し、またその機能を低下させる。
- (2) 微生物の働きを低下させ、時には処理不能にし、放流水質を悪くする。
- (3) 重金属等を含むものは、処理場で汚泥に蓄積され、その処理等が制限される。

これらのことはすべて、下水道の維持管理を妨げ修繕を必要とし、また放流水の水質を悪化させ処理費用の増大をきたし、使用者に新たな費用負担をかけることとなります。

下水道に及ぼす影響等を項目別の一覧表にし、次のページに示します。

また、特定事業場では、事故時の応急措置のほか、その旨届出する義務が課されていますので、各事業場で作成している応急マニュアル等に記載するなどご注意願います。

●事故時の措置の義務づけ●

もしも、特定事業場での事故により、有害物質又は油を下水道に排出した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を、速やかに、下水道事業管理者に届け出なければなりません。（下水道法第12条の9第1項）

【微生物の働きを悪くする】



6 特定施設と特定事業場とは

特定施設とは

人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた施設をいいます。詳しくは21ページからの特定施設一覧表を参照してください。

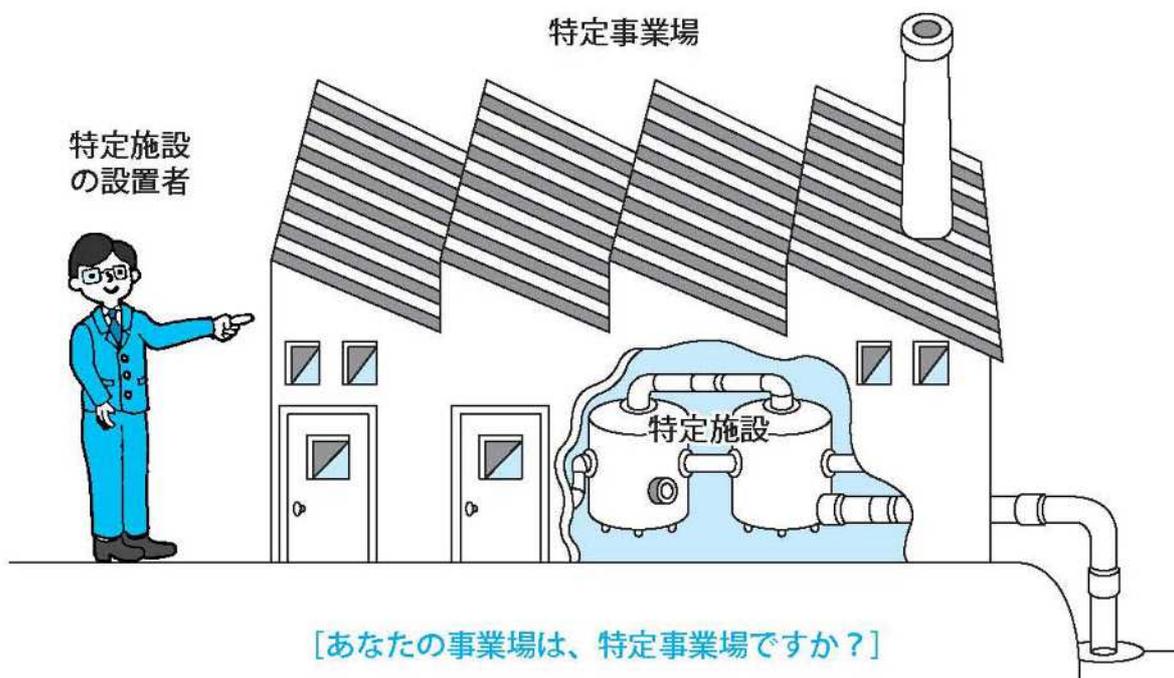
なおこの一覧表は、法律改正により変更される場合がありますので確認をお願いします。

特定事業場とは

特定施設を設置する事業場のことをいい、特定施設を設置する者を特定施設の設置者といいます。

事業場排水の排除基準は、特定事業場もその他の事業場も違いはありません。しかし、特定事業場は事務手続きや種々の規制、罰則などが、かなりきびしい内容となっています。あなたの事業場がこれに該当するかどうか、よく調べてください。

なお、旅館業（特定施設第66号の3）のうちで温泉を利用しない場合は、特定事業場とは異なる扱いになっています。



7 除害施設ってなに

除害施設はなぜ必要

除害施設とは、事業場からの排水の水質を、条例で定める基準に適合させるために、排水を処理する施設のことをいいます。処理場本来の機能を発揮させ、安定して水をきれいに処理するために、必要な施設といえます。

処理場の主役は生きた微生物です。排水の水質には十分注意してください。

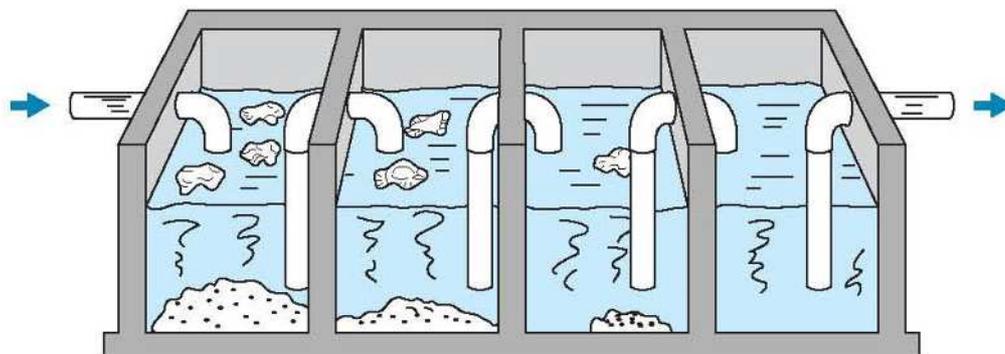
除害施設の種類は

除害施設の種類	処理項目	主な業種
p H 調整装置	水素イオン濃度 (pH)	メッキ、表面処理、洗濯、病院
凝集沈殿装置	SS・BOD・重金属類	染色、メッキ、表面処理、製版
油水分離槽	油分	自動車整備、ガソリンスタンド、飲食店
活性汚泥処理装置	BOD	清涼飲料水製造、食料品製造、病院
加圧浮上処理装置	油分・SS	製紙、染色、塗装
スクリーン	SS	食料品製造、洗濯
曝気活性炭吸着装置	テトラクロロエチレン等	洗濯（ドライクリーニング）

★複数の除害施設を設置しなければならない場合もあります。

除害施設の設置者は、特定事業場の場合と同様にいろいろな届出が必要となります。詳しくは「**除害施設の設置等の届出**」14ページを参照してください。

(特定施設の届出をした場合を除く。)



[除害施設は大切です]

8 下水道への排除基準

事業場が悪質な下水を下水道へ流した場合、6ページの「5 事業場排水の及ぼす影響は」で述べたように様々な障害が、下水道管や処理場に出てきます。このような障害を未然に防ぐために定められたのが排除基準です。

排除基準には、**直罰基準**と**除害施設設置基準**とがあります。

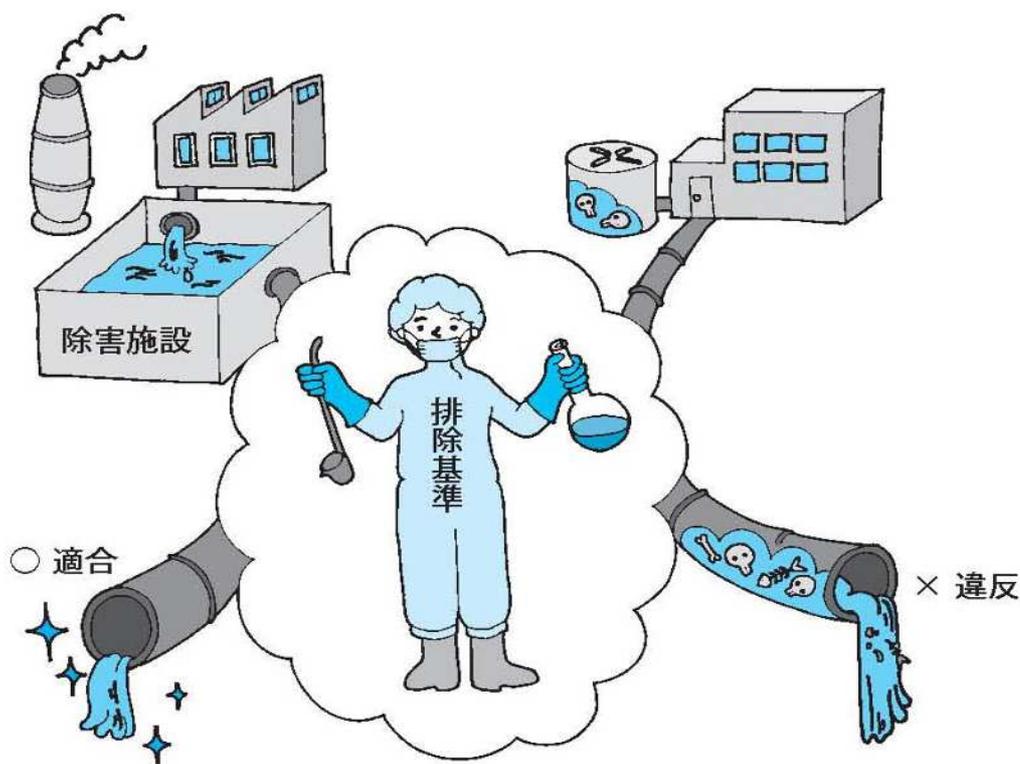
(1) 直罰基準

特定事業場から排除される下水の水質が、次のページの直罰基準を超えたとき、直ちに罰則（下水道法第46条）が適用されます。

罰則は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金となっています。

(2) 除害施設設置基準

事業場から排除される下水の水質が、次のページの除害施設設置基準を超えるときは、除害施設を設置する必要があります。（岐阜市下水道条例第6条の2、第6条の3）



[排除基準を守りましょう!]

下水道への排除基準

		直罰に係る排除基準(特定事業場)		除害施設設置基準 (全ての事業場)			
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満				
条例で定める基準	環境項目	温度	—	—	45度未満 (40度未満)		
		水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	—	—	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	
		生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満 (300 未満)	—	—	600 未満 (300 未満)	
		浮遊物質質量(SS)	600 未満 (300 未満)	—	—	600 未満 (300 未満)	
		よう素消費量	—	—	—	220 未満	
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 以下	—	—	5 以下
			動植物油類	30 以下	—	—	30 以下
			窒素含有量	240 未満 (150 未満)	—	—	240 未満 (150 未満)
			りん含有量	32 未満 (20 未満)	—	—	32 未満 (20 未満)
		政令で定める基準	有害物質	フェノール類	5 以下	—	—
銅及びその化合物	3 以下			—	—	3 以下	
亜鉛及びその化合物	2 以下			—	—	2 以下	
鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下			—	—	10 以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下			—	—	10 以下	
クロム及びその化合物	2 以下			—	—	2 以下	
カドミウム及びその化合物	0.03 以下			0.03 以下	—	0.03 以下	
シアン化合物	1 以下			1 以下	—	1 以下	
有機りん化合物	1 以下			1 以下	—	1 以下	
鉛及びその化合物	0.1 以下			0.1 以下	—	0.1 以下	
六価クロム化合物	0.2 以下			0.2 以下	—	0.2 以下	
ひ素及びその化合物	0.1 以下			0.1 以下	—	0.1 以下	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 以下			0.005 以下	—	0.005 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと	—	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下			0.003 以下	—	0.003 以下	
トリクロロエチレン	0.1 以下			0.1 以下	—	0.1 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 以下			0.1 以下	—	0.1 以下	
ジクロロメタン	0.2 以下			0.2 以下	—	0.2 以下	
四塩化炭素	0.02 以下			0.02 以下	—	0.02 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 以下			0.04 以下	—	0.04 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 以下			1 以下	—	1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下			0.4 以下	—	0.4 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 以下			3 以下	—	3 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下			0.06 以下	—	0.06 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下			0.02 以下	—	0.02 以下	
チウラム	0.06 以下			0.06 以下	—	0.06 以下	
シマジン	0.03 以下			0.03 以下	—	0.03 以下	
チオベンカルブ	0.2 以下			0.2 以下	—	0.2 以下	
ベンゼン	0.1 以下			0.1 以下	—	0.1 以下	
セレン及びその化合物	0.1 以下			0.1 以下	—	0.1 以下	
ほう素及びその化合物	10 以下	10 以下	—	10 以下			
ふっ素及びその化合物	8 以下	8 以下	—	8 以下			
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380 未満 (125 未満)	380 未満 (125 未満)	—	380 未満 (125 未満)			
1,4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	—	0.5 以下			
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	—	10 pg-TEQ/L以下			

備考1 条例で定める基準は岐阜市下水道条例第6条、政令で定める基準は下水道法施行令第9条の4第1項によるものです。

2 単位は温度、pH、ダイオキシン類を除きすべてmg/Lです。

3 温度、アンモニア性窒素等、pH、BOD、SS、窒素、りんに係る()内の数値は、事業場等の排水量が1000m³/日以上の製造業又はガス供給業に適用となります。

4 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量は条例で定める基準です。

5 業種によっては暫定基準が適用される場合があります。詳しくは水質管理課までお問い合わせください。

9 届出のしくみ

事業場が下水道を使用しようとする場合、特定施設及び除害施設の設置者などは、次のような届出が必要となります。表の左欄の番号は15ページの番号です。

(法：下水道法)

1 使用開始等の届出

下水道を使用しようとする事業場（特定事業場に限りません。）は、次に該当する場合に**あらかじめ**届出が必要です。

	届出を要する場合	届出の内容	届出の種類
①	<ul style="list-style-type: none"> 日最大下水量が50 m³以上の場合 下水の水質が下の表に該当する場合 既に届け出した内容を変更する場合 (法第11条の2第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水の量 下水の水質 使用開始の時期 給排水の平面図 	公共下水道使用開始（変更）届 (様式第4)
②	<ul style="list-style-type: none"> 上記の届出の対象にならない特定施設の設置者が下水道を使用する場合 (法第11条の2第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> 使用開始の時期 特定施設の種類の 	公共下水道使用開始届 (様式第5)

・公共下水道使用開始（変更）届が必要となる場合の下水の水質（処理前の水質）

項目または物質	数 値	項目または物質	数 値	
温 度	40℃以上	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/Lを超えるもの	
水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	5.7以下8.7以上	ア ル キ ル 水 銀 化 合 物	検出されるもの	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	300 mg/L以上	ポ リ 塩 化 ビ フェ ニ ル	0.003 mg/Lを超えるもの	
浮 遊 物 質 量 (SS)	300 mg/L以上	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/Lを超えるもの	
よ う 素 消 費 量	220 mg/L以上	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/Lを超えるもの	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉛 油 類	5 mg/Lを超えるもの	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.2 mg/Lを超えるもの
	動植物油類	30 mg/Lを超えるもの	四 塩 化 炭 素	0.02 mg/Lを超えるもの
窒 素 含 有 量	150 mg/L以上	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.04 mg/Lを超えるもの	
りん 含 有 量	20 mg/L以上	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 mg/Lを超えるもの	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 mg/L以上	シ ス -1,2- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.4 mg/Lを超えるもの	
フ ェ ノ ー ル 類	5 mg/Lを超えるもの	1,1,1- ト リ ク ロ ロ エ タ ン	3 mg/Lを超えるもの	
銅 及 び そ の 化 合 物	3 mg/Lを超えるもの	1,1,2- ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.06 mg/Lを超えるもの	
亜鉛及びその化合物	2 mg/Lを超えるもの	1,3- ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.02 mg/Lを超えるもの	
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/Lを超えるもの	チ ウ ラ ム	0.06 mg/Lを超えるもの	
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/Lを超えるもの	シ マ ジ ン	0.03 mg/Lを超えるもの	
クロム及びその化合物	2 mg/Lを超えるもの	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.2 mg/Lを超えるもの	
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/Lを超えるもの	ベ ン ゼ ン	0.1 mg/Lを超えるもの	
シ ア ン 化 合 物	1 mg/Lを超えるもの	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.1 mg/Lを超えるもの	
有 機 燐 化 合 物	1 mg/Lを超えるもの	ほ う 素 及 び そ の 化 合 物	10 mg/Lを超えるもの	
鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1 mg/Lを超えるもの	ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	8 mg/Lを超えるもの	
六価クロム化合物	0.2 mg/Lを超えるもの	1,4- ジ オ キ サ ン	0.5 mg/Lを超えるもの	
ひ 素 及 び そ の 化 合 物	0.1 mg/Lを超えるもの	ダ イ オ キ シ ン 類	10 g-TEQ/Lを超えるもの	

2 特定施設の設置等の届出

特定施設の設置者は、前ページの公共下水道使用開始届とは別に、次のような届出が必要です。(温泉を利用しない旅館は除く。)

(1) 事前に届出がいる場合

	届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
③	特定施設を新しく設置する場合 (法第 12 条の 3 第 1 項)	特定施設設置届出書 (様式第 6)	設置の 60 日以前
④	特定施設の設置者が次のような変更をする場合 ・ 特定施設の構造、寸法など ・ 特定施設で使用する原材料など ・ 除害施設の構造、寸法など ・ 下水の量、水質、排水系統など (法第 12 条の 4)	特定施設の構造等 変更届出書 (様式第 8)	変更の 60 日以前

(2) 事後に届出がいる場合

	届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
⑤	使用している施設が、 新たに特定施設に指定された場合 (法第 12 条の 3 第 2 項) 特定施設を設置している事業者が 新たに下水道を使用する場合 (法第 12 条の 3 第 3 項)	特定施設 使用届出書 (様式第 7)	指定又は使用の日から 30 日以内
⑥	事業場の名称、代表者及び所在地名の変更があった場合 (法第 12 条の 7)	氏名変更等 届出書 (様式第 10)	変更の日から 30 日以内
⑦	特定施設の使用を廃止した場合 (法第 12 条の 7)	特定施設 使用廃止届出書 (様式第 11)	廃止の日から 30 日以内
⑧	事業場を譲り受けるなど、 届出者の地位を承継した場合 (法第 12 条の 8 第 3 項)	承継届出書 (様式第 12)	承継の日から 30 日以内

3 除害施設の設置等の届出

特定事業場以外の事業場が、除害施設を設置あるいは構造等の変更をしようとする場合、次のような届出が必要です。

(規程：岐阜市下水道条例施行規程)

(1) 事前に届出がいる場合

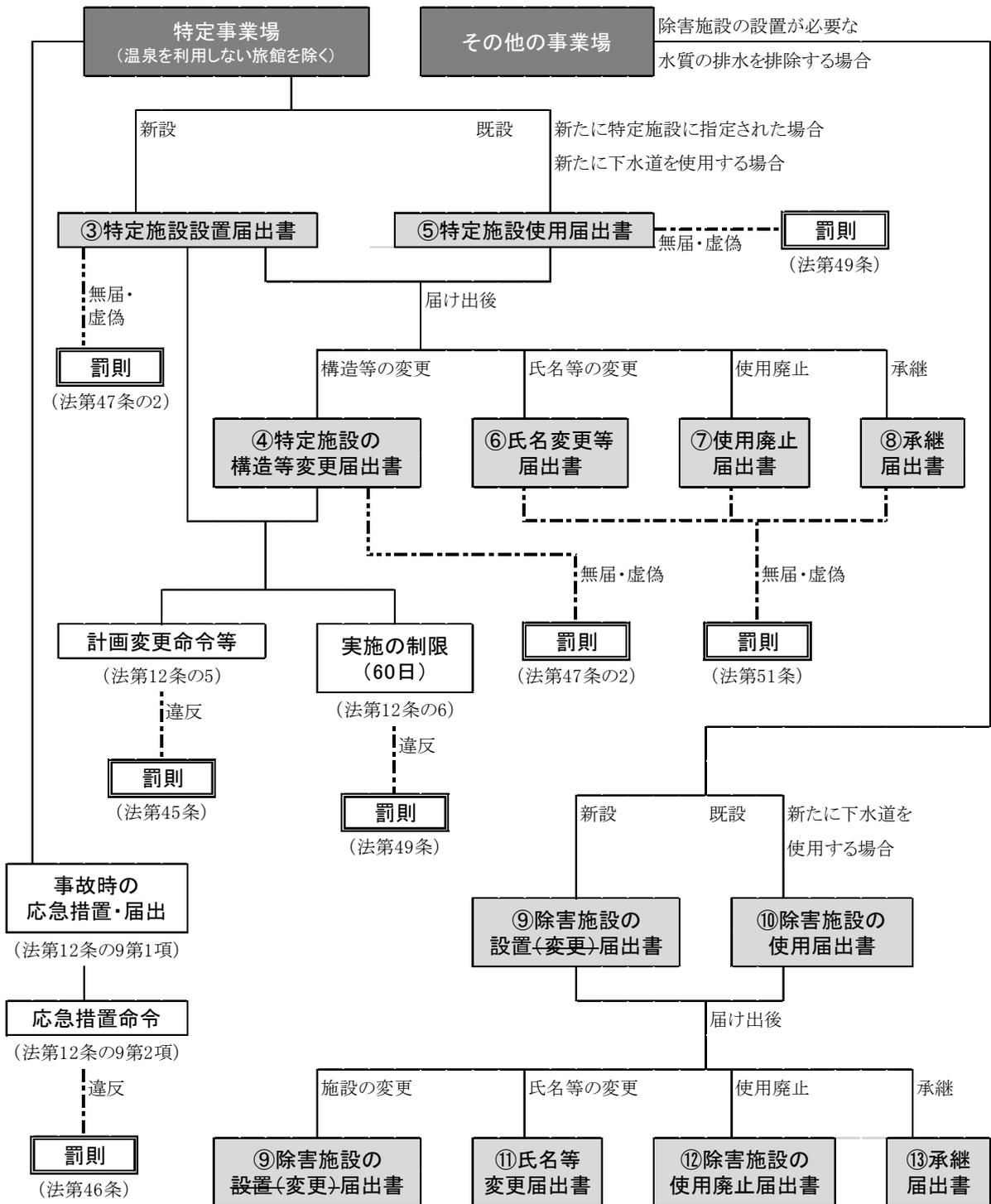
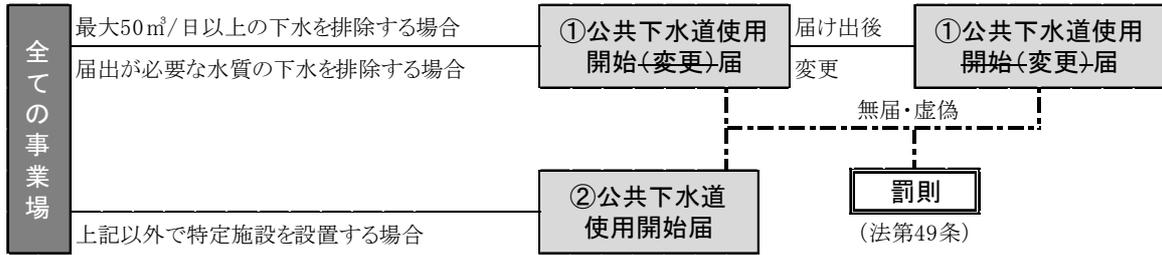
	届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
⑨	除害施設を新しく設置する場合 (規程第4条第1項)	除害施設の設置 (変更)届出書 (様式第1号)	設置の60日以前
	除害施設の設置者が次のような変更をする場合 ・ 除害施設の構造、処理方法など ・ 下水の量及び質、用排水系統 (規程第4条第3項)		変更の60日以前

(2) 事後に届出がいる場合

	届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
⑩	除害施設を設置している事業者が新たに下水道を使用する場合 (規程第4条第2項)	除害施設の使用届出書 (様式第2号)	使用の日から30日以内
⑪	事業場の名称、代表者及び所在地名の変更があった場合 (規程第4条第4項)	氏名等変更届出書 (様式第3号)	変更の日から30日以内
⑫	除害施設の使用を廃止した場合 (規程第4条第4項)	除害施設の使用廃止届出書 (様式第4号)	廃止の日から30日以内
⑬	事業場を譲り受けるなど、届出者の地位を承継した場合 (規程第4条第5項)	承継届出書 (様式第5号)	承継の日から30日以内

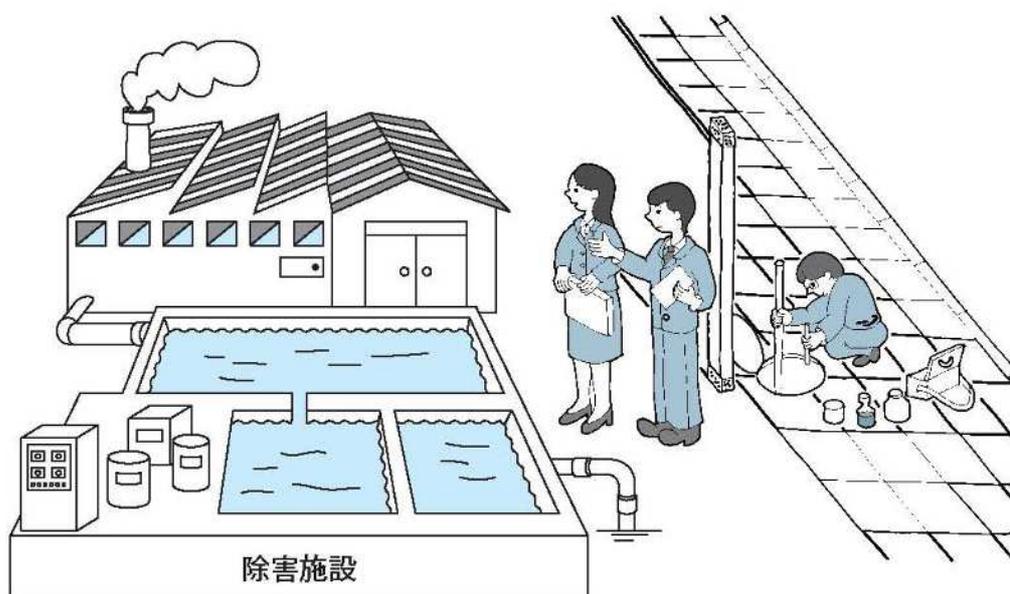
☆各種届出書の様式は、岐阜市上下水道事業部水質管理課で受け取ることができますが、**岐阜市上下水道事業部のホームページ**
(岐阜市トップページ>暮らし、手続き>上水道・下水道
>上下水道 事業者向け情報>事業場排水(排水水質規制))
からもダウンロードできます。

下水道法に基づく届出と罰則



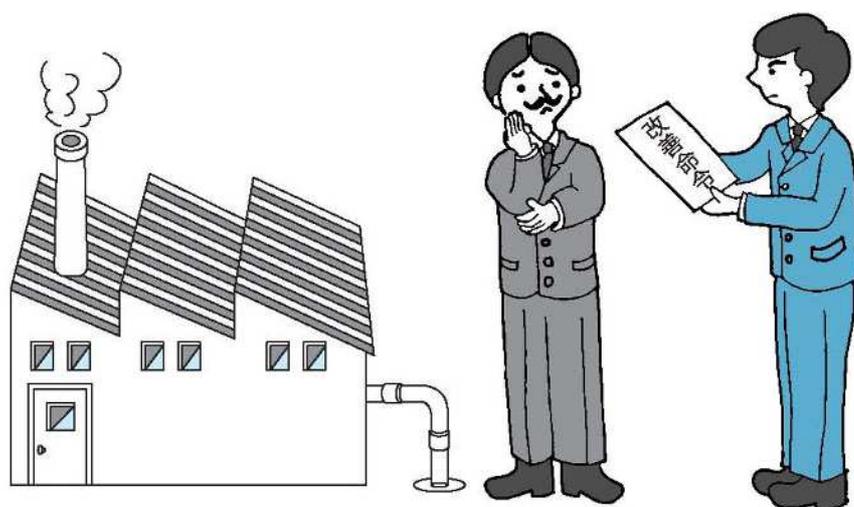
10 立入検査

下水道事業管理者は、下水道の機能や施設を保全し、処理場からの放流水の水質を適正に保つために必要な限度において、事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設及びその他の物件を検査できることになっています。(下水道法第13条)



11 改善命令等

立入検査の結果、排除基準に違反している場合、または違反するおそれがあると認められた場合には、期限を定めて**水質及び施設の改善**あるいは**下水の排除の停止**などを命ずることになります。(下水道法第37条の2)



1 2 水質の測定義務

下水道事業管理者が測定義務を課した特定事業場は、下水道法第12条の12の規定に基づく「水質の測定義務に関する事務取扱要領」により**下水の水質を測定し、その記録を保存**しておかなければなりません。

(1) 測定項目及び測定回数

その事業場に設置されている除害施設などでの除去対象項目および作業工程において使用する**原材料、薬品の種類、量、使用方法**を考慮して下水道事業管理者が定めます。

水質測定回数は原則次のように定められています。

項目	排水量	
	50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満
温度	1回/日以上	1回/月以上
水素イオン濃度(pH)		
生物化学的酸素要求量(BOD)	1回/月以上	
浮遊物質(SS)		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
よう素消費量		
その他の環境項目(鉄、銅、クロム等)		
有害物質(シアン、カドミウム等)		
その他の健康項目(四塩化炭素、ベンゼン等)		
ダイオキシン類	1回/年以上	

(2) 測定方法

「**下水の水質の検定方法等に関する省令**」に基づいて測定を行ってください。事業場内に検査部門がない場合は、環境計量証明のできる測定機関へ委託することが可能です。

(3) 水質測定結果の記録

水質測定結果は、水質測定記録表に記録し、**5年間保存**してください。

1 3 除害施設とつきあうには

事業場が排除基準に適合した処理水を常時確保するためには、日常の運転管理、水質管理、保守管理、補修等の維持管理作業は欠かすことができません。

維持管理を確実にを行うためには次のことに留意してください。

[定期点検は確実に!]

- (1) 除害施設の管理責任者を定め、管理体制を確立すること。
- (2) 除害施設の運転日誌を作成し、整備保管しておくこと。

記載事項

- ・ 処理水量
- ・ 装置の稼動状況
- ・ 原水及び処理水の水質
- ・ 発生汚泥の量及び処分の方法
- ・ 処理に要した薬品の量、在庫量、発注量
- ・ その他必要な事項



- (3) 処理水質や除害施設に異常があったときは、原因を究明し必要な応急措置を講ずると共に、上下水道事業部水質管理課に報告すること。
- (4) 廃液を回収し、その処理を委託している事業場も、同様の維持管理を行うこと。

1 4 産業廃棄物の処理

廃棄物の処理は事業者の責務

事業活動によって生ずるすべての廃棄物は、「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」によって規制され、事業者が自ら処理しなければなりません。しかし、事業者自身で処理できない場合は、産業廃棄物処理業者へ委託することも認められています。

「**排出者責任の原則**」をよく認識し、産業廃棄物は適正に処理してください。

1 5 報告書の提出

下水道事業管理者は、下水道を適正に管理するために事業場から操業等の状況、除害施設又は排除する下水の水質に関し、必要に応じて報告を求められます。(下水道法第39条の2)

水質測定記録表、除害施設の運転日誌等はいつでも下水道事業管理者の報告の求めに応じられるよう整備保管しておいてください。

16 水質料金のしくみ

水質料金制度とは、汚濁原因者負担の原則により下記「水質料金制度の範囲」に該当する事業所に対し、水量とは別に水質についても増徴額を徴収する制度です。この増徴額を**水質料金**といい、その認定方法は以下のとおりです。

1. 水質料金制度の範囲

2か月分の下水の排水量（生活排水を除く。）が1,000 m³以上で濃度指数601以上の事業場が該当します。

2. 濃度指数の算定方法

- (1) 濃度指数は、上下水道事業部水質管理課が行う水質検査により算定しますが、必要に応じて、事業場の各種届出や水質測定結果なども参考にします。
- (2) 濃度指数の計算は次の式によります。

$$S = S_1 (\text{又は} S_1') + 2 \times S_2$$

この式において、()内は $S_1 < S_1'$ の場合に適用します。また、 S 、 S_1 、 S_1' 、 S_2 はそれぞれ次の事項を表しています。

S	…	濃	度	指	数								
S_1	…	生	物	化	学	的	酸	素	要	求	量	(BOD)	mg/L
S_1'	…	化	学	的	酸	素	要	求	量	(COD)	mg/L		
S_2	…	浮	遊	物	質	量	(SS)	mg/L					

3. 水質料金単価の認定

前項により算定した濃度指数を基に、次表から水質料金単価を認定します。

(計算例)	BOD	350mg/L	…	S_1	} の場合、濃度指数Sは次のとおりです。
	COD	300mg/L	…	S_1'	
	SS	200mg/L	…	S_2	

$$\text{濃度指数 } S = 350 + 2 \times 200 = 750 \cdots \cdots \text{B ランク}$$

濃度指数Sの値は750となり、次表の濃度指数701～800のBランクになるので、水質料金単価は1 m³につき30円となります。

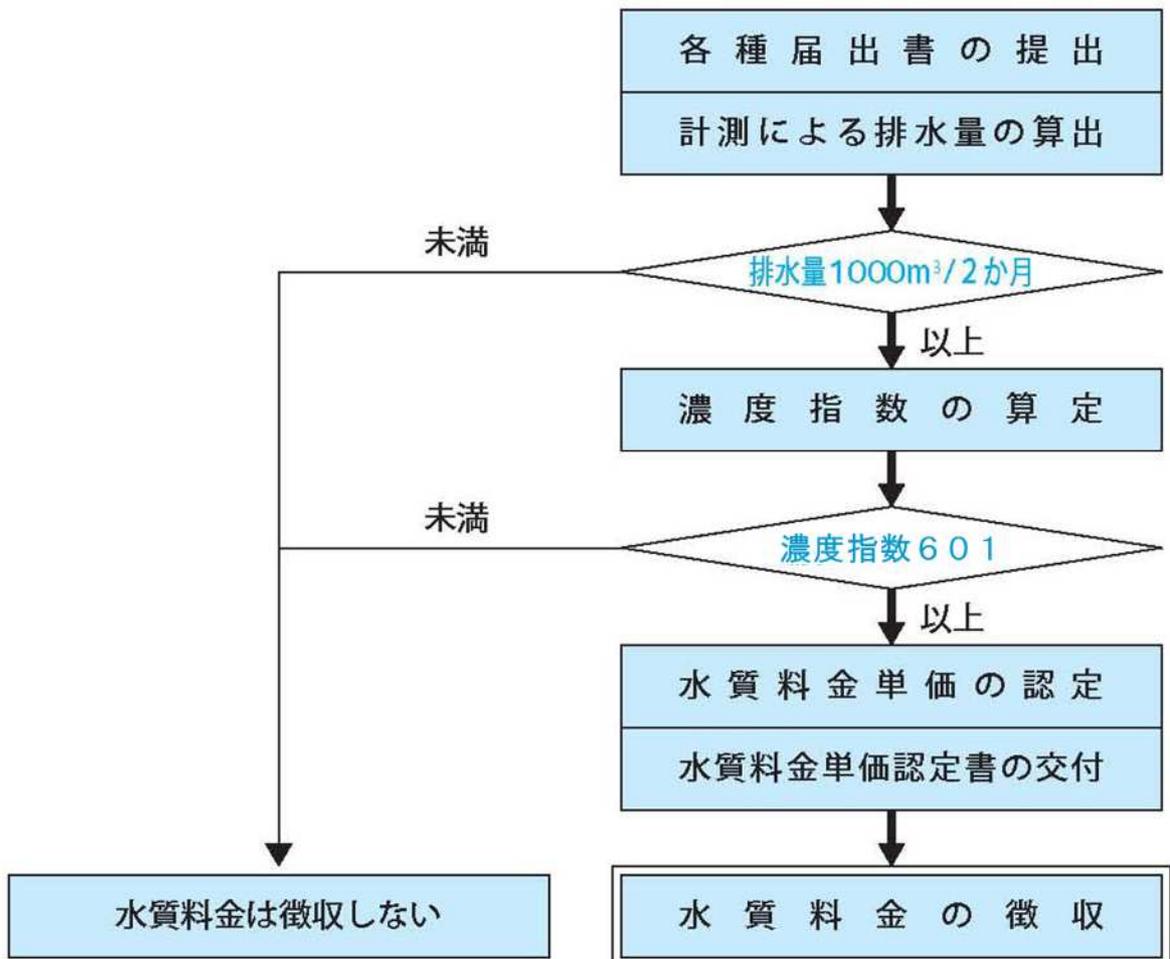
4. 認定した水質料金単価の見直し

下水道へ排除される下水の水質は定期的に検査を行い、一年に一回の割合で水質料金の認定を行います。また、操業工程の変更等で水質に変化が生じた場合、**水質料金単価の見直し**を行いますので申し出てください。

水 質 料 金 単 価 表

ランク	濃度指数	水質料金単価	ランク	濃度指数	水質料金単価
A	601～700	15 円 / m ³	G	1,201～1,300	105 円 / m ³
B	701～800	30	H	1,301～1,400	120
C	801～900	45	I	1,401～1,500	135
D	901～1,000	60	J	1,501～1,600	150
E	1,001～1,100	75	K	1,601～1,700	165
F	1,101～1,200	90	L	1,701～	180

水質料金徴収までの手続き



17 特定施設一覧表

-水質汚濁防止法施行令別表第1による-

1	鉱業又は水洗炭業 (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈でん施設 (ニ)掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業 (イ)豚房施設(豚房総面積50㎡以上) (ロ)牛房施設(牛房総面積200㎡以上) (ハ)馬房施設(馬房総面積500㎡以上)
2	畜産食料品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業 (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業 (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)分離施設 (ニ)洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用の供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業 (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	洗毛業 (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業 (イ)湿式紡糸施設 (ロ)リッター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー

21の3	合板製造業 の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーテイクルボード製造業 (イ)湿式バーカー (ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業 (イ)湿式バーカー (ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業 (イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式バーカー (ハ)碎木機 (ニ)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設 (ヘ)チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (チ)抄紙施設(抄造施設を含む。) (リ)セロハン製膜施設 (ヌ)湿式繊維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 (イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (ニ)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設
25	(削除)
26	無機顔料製造業 (イ)洗浄施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ)群青製造施設のうち水洗式分別施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
27	無機化学工業製品製造業(26以外) (イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ)活性炭又は二硫化炭素製造施設のうち、洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち反応施設 (ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち沈でん施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業 (イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ハ)クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタル製品製造業 (イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タル酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(5・10・13以外) (イ)原料処理施設 (ロ)蒸留施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業 (イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業 (イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離器 (ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ヌ)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業 (イ)蒸留施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業 (イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設

37	<p>石油化学工業(31～36・51以外で石油又は石油副生ガス中の炭化水素の分解、分離、その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業) (イ)洗浄施設 (ロ)分離施設 (ハ)ろ過施設 (ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 (ヘ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ)エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ヲ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ)廃ガス洗浄施設</p>
38	<p>石けん製造業 (イ)原料精製施設 (ロ)塩析施設</p>
38の2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)</p>
39	<p>硬化油製造業 (イ)脱酸施設 (ロ)脱臭施設</p>
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>
41	<p>香料製造業 (イ)洗浄施設 (ロ)抽出施設</p>
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業 (イ)原材料処理施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)洗浄施設</p>
43	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>
44	<p>天然樹脂製品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)脱水施設</p>
45	<p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設</p>
46	<p>有機化学工業製品製造業(28～45以外) (イ)水洗施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ)廃ガス洗浄施設</p>
47	<p>医薬品製造業 (イ)動物原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)分離施設 (ニ)混合施設(有害物質(※)を含有する物を混合するものに限る。) (ホ)廃ガス洗浄施設</p>
48	<p>火薬製造業の用に供する洗浄施設</p>
49	<p>農業製造業の用に供する混合施設(有害物質(※)を含有する物を混合するものに限る。)</p>
50	<p>有害物質(※)を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設</p>
51	<p>石油精製業(潤滑油再生業を含む。) (イ)脱塩施設 (ロ)原油常圧蒸留施設 (ハ)脱硫施設 (ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ)潤滑油洗浄施設</p>
51の2	<p>自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設</p>
51の3	<p>医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設</p>
52	<p>皮革製造業 (イ)洗浄施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)タンニンづけ施設 (ニ)クロム浴施設 (ホ)染色施設</p>
53	<p>ガラス又はガラス製品の製造業 (イ)研磨洗浄施設 (ロ)廃ガス洗浄施設</p>
54	<p>セメント製品製造業 (イ)抄造施設 (ロ)成型機 (ハ)水養生施設(蒸気養生施設を含む。)</p>

55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 (有害物質(※)を含有する物を混合するものに限る。)
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設 (ハ)酸処理施設 (ニ)脱水施設
59	破石業 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設 (ハ)圧延施設 (ニ)焼入れ施設 (ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業 (イ)還元そう (ロ)電解施設(溶解塩電解施設を除く。)(ハ)焼入れ施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設 (ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。) (イ)焼入れ施設 (ロ)電解式洗浄施設 (ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設 (水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう)、 工業用水道施設 (工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。) 又は自家用工業用水道 (同法第21条第1項に規定するものをいう。) の施設のうち、浄水施設 (これらの浄水能力が10,000m ³ /日未満の事業場に係るものを除く。) (イ)沈でん施設 (ロ)ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキサイドまたは1・4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものは除く。)
66の3	旅館業 (旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。))をいう) (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗濯施設 (ハ)入浴施設
66の4	共同調理場 (学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下「総床面積」という。)が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋、弁当製造業 の用に供するちゅう房施設(総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店(66の7、66の8に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66の8に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店 で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)で病床数が300以上であるものに設置される施設 (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術に関する研究などを行う事業場で環境省令に定めるもの (イ)洗浄施設 (ロ)焼入れ施設 ◎科学技術に関する研究などを行う事業場とは次に掲げるもの 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学にのみ係るものを除く。) 2. 大学及びその付属研究機関(人文科学にのみ係るものを除く。) 3. 学術研究(人文科学にのみ係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(1・2に該当するものを除く。) 4. 農業、水産、又は工業に関する学科も含む専門教育を行う、高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校・職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8号第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。) (イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1項、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))が設置するもの (ロ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第388号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(72・73を除く。)

※有害物質・・・水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質

-ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2による-

1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)乾燥施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。(ハ)において単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)プラズマ反応施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(1～17及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	1～17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(1～17までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

用語の解説

●生物化学的酸素要求量 (BOD) ●

水中の有機物が、微生物の働きによって分解されるときに必要な酸素量のことです。

この数値が大きいほど水が汚れていることを示しています。

●水素イオン濃度 (pH) ●

水の性質又は状態を表しています。

pH7 は中性

pH7 より大きい数値はアルカリ性

pH7 より小さい数値は酸性

●化学的酸素要求量 (COD) ●

水中の有機物が、酸化剤（過マンガン酸カリウム）で化学的に分解されるときに必要な酸素量のことです。

この数値が大きい程水が汚れていることを示しています。

●ノルマルヘキサン抽出物質含有量●

油分のことで、鉱油類と動植物油脂類とに分けられ、下水道管のつまり、悪臭、爆発などの原因になります。

●フェノール類●

フェノール（石炭酸）、各種のフェノール化合物の総称のことです。消毒用薬剤、クレゾール液などの主成分です。

悪臭の原因になります。

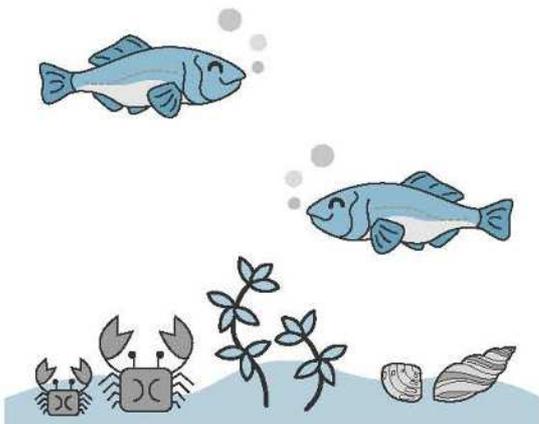
●浮遊物質 (SS) ●

水に浮遊している物質で、数マイクロメートル（1 マイクロメートルは1000分の1ミリメートル）以上の粒子のことです。

●ダイオキシン類●

ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称です。

強い毒性があり、分解されにくく、体内に取り込むとなかなか排泄されません。



事業場排水と下水道

令和8月3日

編集 岐阜市上下水道事業部水質管理課

発行 岐阜市上下水道事業部



特定施設、除害施設、事業場排水については、下記にお問い合わせください。

岐阜市上下水道事業部水質管理課 下水道検査指導係

〒500-8156 岐阜市祈年町4丁目1番地

TEL (058) 259-7521

FAX (058) 259-7522